農地法がこう改正されました

10月1日から施行

農地がより生産性の高い経営によって、効率的に利用されるよう流動化を促進し、農業構造の改善を図るうえでの条件を整備するため農地法の一部が改正され、十月一日から施行されました。

◎農地法の目的の一部が変わる

農地法の目的に「土地の農業上の効率的な利用を図るため、その利用関係を調整すること」が加えられました。

◎農地等の権利移動の制限が大幅に変わりました

農地等の権利を取得しようとする個人が、その住所のある市町村内の農地を取得する場合には農業委員会、その他の場合には知事の許可となりました。また上限面積平均三ヘクタールの制限が廃止され、下限面積制限三〇アールが五〇アールに引上げられました。さらに農業協同組合、農地保有合理化促進事業を行なう非営利法人が農地を取得することができることとなりました。

◎小作地保有の制度が変わりました

農業をやめて、小作に出し住所を他市町村に移した場合でも、十年以上もっていた農地については二代に限り在村の小作地保有面積と同じ面積まで、小作地の所有が認められることになりました。

◎賃貸借契約解約等の制限が緩和されました

農地の賃貸借の規制を緩和し、農地を引渡すこととなる期間前六か月以内に成立した合意による解約で書面により明らかである場合または十年以上の期間の定めのある賃貸借、および水田裏作を目的とする賃貸借などで更新をしない旨の通知をする場合には知事の許可を要しないことになりました。ただし、十月一日現在、残存の小作契約の期間が十年未満であるものについては、なお従前と同様に知事の許可を要します。

◎小作料統制が廃止されました

農地一筆ごとの小作料の最高額統制制度が廃止されました。しかし現在賃貸中の小作地についてはなおこれまでどおり統制が続けられることになりました。

◎草地利用権設定の制度が設けられました

市町村または農業協同組合が草地を造成する必要がある場合には知事の承認により草地利用権を設定することができることになりました。

◎和解の仲介制度が設けられました

農地等の利用関係の紛争について、農業委員会または知事が和解の仲介を行なうことになりました

◎違反転用については現状回復等の命令を出すことができるようになりました

違反転用に対しては、農林大臣または知事は工事の停止、現状回復等必要な命令をすることができることになりました。

郡＝民＝体＝育＝祭

当町は惜しくも二位

第三回郡民体育大会は、十月十八日下仁田町内の各地で開催されました。その結果、甘楽町は惜しくも二位に終わり、優勝は下仁田町、三位は南牧村、四位は妙義町の順位でした。

□郡民体育祭での当町の種目別成績

▽陸上競合…一位、▽同、男子総合…一位、▽同、女子総合…二位、▽庭球…一位、▽卓球男子…二位、▽卓球女子…一位、▽野球…二位、▽ソフトボール女子…三位、▽同審会…三位、▽バレーボール男子…一位、▽同、ママさん…二位、▽柔道…三位、▽剣道…二位

□個人の優勝者■得点競技のみ

▽男子百…鈴木喜八（庭谷）、▽同、二百…鈴木喜八（庭谷）、同四百…三木秀雄（金井）、▽同、八百…高木繁明（小川）、▽同、千五百…権沢文明（小幡）、▽同砲丸投げ…岡田幸男（福島）、▽女子走り高飛び…浅香美恵子（秋畑）、▽男子八百リレー（山口優鈴木喜八、権沢節夫、三木秀雄）▽役場職員年代別四百リレー…（安藤幸隆、権沢節夫、島田克夫、大塚茂雄）、▽役場職員女子四百リレー（大工原百合子、新井とし子、黒沢米子、茂原ゆう子）、▽婦人会二百リレー…秋井珠実（白倉）、大野百合子（善慶寺）、松井なる美（秋畑）、山田ふさ子（白倉）

米穀類購入通帳

有効期間を一年延長

現在使用されている「一般用米穀類購入通帳」の有効期間が一年間延長され、来年の十一月末日まで使用できることになりました。

この通帳は、消費者が生活上消費する米穀類の配給を受けるために発行されているもので、この通帳がない場合には「配給」を受けられないことになっております。ですから、出生、死亡その他世帯人員に異動があったときや他の市町村に転出するなどの場合には、忘れずに役場に届けをして正しく使用するよう心がけたいものです

造石と庭谷地区

地番が変わりました

昨年九月に行なわれた「国土調査」によって、二十七区（造石、七三世帯）、二十八区（庭谷、七〇世帯）の地番が変更になりました。

この国土調査は、一筆ごとの土地の境界をはかり、新しく地図と経簿を作成し、土地の一筆ごとの正しい位置、地番、地図、面積を明らかにするために行なわれたものです。

この地番変更によって、戸籍の本籍地も更正されましたので、今後この地区に住所や本籍のある人はじゅうぶん注意して、正しい地番を書くように気をつけましょう

この地番の変更にともない「運転免許証」の住所変更届けを公安委員会（警察署）へ届け出なければなりません。

その場合は、役場で無料の「地番変更証明書」を交付しますから該当者はお早めに届けをすませるようにしましょう。

運転免許証の住所——変更届けも忘れずに